

おだわらMIRAIアワード 2024

募集要項



小田原市では、これまで以上に若者の視点やアイデアが生かされる環境を創出し、その強みや活力が発揮されるような場を提供することで、活躍したいと思う若者がチャレンジできる魅力的なまちづくりを目指しています。

そこで、本市の表彰制度などでは、その活躍にスポットがあたらない志の高い意欲にあふれた若者に特に注目し「おだわらMIRAIアワード」で表彰することにより、背中を押し、認知度を押し上げ、さらなる活動拡大につなげてほしいと考えています。

1 目的

本市の若者活躍の取組を推進するため、「おだわらMIRAIアワード」において、活躍する若者を表彰することにより、活躍する人材の裾野を拡大し、本市のポテンシャルの更なる引上げを目指すものです。

2 表彰の対象

表彰は、次に掲げる要件の全てを満たすものに対して行います。

- (1) 令和6年4月1日時点で、本市を主な活動地域とする40歳未満の個人又は構成員の過半数が40歳未満の団体（NPO法人、民間事業者、任意の団体等）であること（活動分野の例：まちづくりの推進、観光の振興、経済活動の活性化など）
- (2) 本市のまちづくりにつながる優れた活動を行っていること
- (3) 令和5年4月から提出書類の締切日（令和6年9月30日）時点までに活動実績があること

3 表彰の対象外

次のいずれかに該当する個人又は団体、活動は、表彰の対象となりません。なお、団体にあつては、全構成員が条件を満たしていることとします。

- (1) 個人又は団体
 - ア 宗教活動又は政治活動を主目的として活動するもの
 - イ 社会通念上、表彰にふさわしくない行為を行っているもの
- (2) 市からの委託業務等により実施されるもので、応募された個人又は団体が主体的に実施しない活動

4 応募（推薦）方法

応募（推薦）については、自薦、他薦どちらでも構いません。締切日までに、次の必要書類を提出してください。

（１）提出書類

ア 推薦書（様式第１号（個人用）又は様式第２号（団体用））

活動を始めた背景や目的、活動内容、場所、体制、成果、今後の展望を記入してください。※個人用の場合は、年齢を確認することができる資料（保険証、マイナンバーカード（顔写真のある面のみ）等の写し）を添付してください。

イ 構成員名簿（様式第３号。個人の場合は不要。）

年齢を確認することができる資料（保険証、マイナンバーカード（顔写真のある面のみ）等の写し）を添付してください。

ウ 定款又は規約（個人の場合は不要。なお、大学のゼミなど、定款又は規約を作成していないグループの場合、提出は不要です。）

エ 参考資料

- ・活動の様子等を撮影した写真（説明を付記したもの）
- ・活動を紹介した新聞記事、会報等の写し
- ・その他、参考となる資料

（２）締切日

令和６年９月３０日（月）午後５時※期限内必着

（３）提出方法

提出書類一式を持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

（４）提出先

「９ 問合せ先・各書類の提出先」を参照。

（５）提出書類の取扱い

- ア 提出書類は返却しません。
- イ 提出書類は、審査の目的以外には使用しません。

（６）留意事項

- ア 他薦の場合は、被推薦者からあらかじめ了承を得てください。
- イ 提出書類に不明な点がある場合、照会をさせていただく場合があります。
- ウ 様式は、本市ホームページからダウンロードすることができます。

5 表彰件数

3件程度

6 審査方法

(1) 応募要件の確認

小田原市企画部政策調整課（審査委員会事務局）において、応募要件を満たしているかの確認を行います。（応募要件を満たしていないことが判明した場合、応募は無効とします。）

(2) 一次審査

応募件数等に応じて、審査委員会事務局において、一次審査を実施する可能性があります。また、一次審査を実施する場合、応募されたすべての個人・団体に、ヒアリングシートを提出していただきます。

ア 提出書類やヒアリングシート等をもとに、「(4) 審査の目安」により評価します。

イ 審査通過の可否は、後日、メールにてご連絡します。

(3) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した個人・団体より、審査委員に対して、活動内容のプレゼンテーションをしていただきます。

ア 実施予定日

令和6年11月10日（日）

イ 実施場所

おだわらイノベーションラボ

ウ その他

二次審査（プレゼンテーション審査）で使用する資料は、別途作成していただきます。資料等、プレゼンテーションの詳細は、後日、メールにてご連絡します。

(4) 審査の目安

ア 地域の元気の創出に貢献しているか

イ 若者自らの当事者意識を持った主体的な取組か

ウ 若者ならではの独創性・チャレンジ性があるか

エ 活動に継続性・発展性があり、波及効果が期待できるか

オ 多様なステークホルダーとの連携など、社会性・協働性があるか

※応募された個人・団体の年齢を考慮させていただく場合がございます。

7 表彰・特典

(1) 表彰

審査委員会にて、3件程度を受賞対象として決定します。受賞者は表彰式にて発表します。

(2) 表彰日時等

ア 日時：令和6年12月21日（土）午前11時から

イ 場所：小田原三の丸ホール 小ホール

(3) 特典

- ア 受賞者への表彰状、副賞の贈呈
- イ 被表彰者の活動内容については、本市ホームページをはじめ、様々な広報媒体を通じて、小田原市内外に広くPRしていきます。

8 その他

- (1) 本事業は、おだわらMIRAIアワード表彰要綱に基づき実施するものです。
- (2) 応募に関する費用は、応募者の負担とします。
- (3) 同一の個人・団体から、複数の応募があった場合、全て無効とします。
- (4) 審査の過程において、次のいずれかに該当した場合は、応募を無効とします。また、表彰後に判明した場合には、表彰を取り消します。
 - ア 応募要件を満たさないことが判明した場合
 - イ 虚偽の内容により応募したことが判明した場合
 - ウ プレゼンテーションに参加しなかった場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

9 問合せ先・各書類の提出先

小田原市 企画部 政策調整課 未来創造係

住所：〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1丁目1番15号

ミナカ小田原 小田原新城下町2階 おだわらイノベーションラボ

電話番号：080-4429-6253

メールアドレス：se-mirai@city.odawara.kanagawa.jp